

2004(平成16)年度 法学既修者選考試験問題

民法

(120分、総点150点)

試験開始のベルが鳴るまで開かないこと

注意

1. 問題用紙は、表紙をふくめて4ページで、問題は3問ある。3問すべてに解答すること。
2. 解答用紙は3枚配布する。解答は解答用紙に記入し、各設問の解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題用紙及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

## 第1問

A所有の甲地についてA B間で売買契約が締結され、Bは代金を完済して引渡しを受けたが、移転登記はなされなかった。その後Bは甲地上に建物を建てて居住している。引渡しから5年余り経過した後、Aは甲地をCに売却しCへの移転登記がなされた。

(1) CはBに対して建物収去土地明渡しの請求をしている。この請求は認められるか。(25点)

(2) Cはスーパーマーケットを営む会社であり、甲地の売買契約はその用地買収担当のDが、付近一帯の丘陵が宅地造成されて甲地は格好の店舗用地となるものと判断して近隣の倍近い価格で締結したのであるが、実際にはそのような開発の計画はなかったものとする。この場合のA C間の法律関係について論ぜよ。

(25点)

## 第2問

Aは妻の死後、自己所有地を弟Bに売却した。A B間では、代金が2回に分けて支払われることと、代金完済と引換えに本件土地の所有権移転登記手続をなすことが取り決められた。しかし、Aは代金の1回分(全額の2割)を受領した後、残代金の履行期到来前に死亡し、Aの子CとDがAを共同相続した。残代金の履行期到来後、BはCとDに対し、本件土地所有権移転登記手続に必要な書類を交付してくれたら、それと引換えに残代金を支払う旨通知した。Cはこれに応じ、移転登記手続に必要な書類をBに送付した。しかし、Dはかかる書類をBに交付しなかったため、Bは残代金の支払いを拒んでいる。

(1) Bの残代金支払拒絶は正当かどうか、論ぜよ。(10点)

(2) CはBからの残代金の支払いを受けるために、どのような法的手段をとらるか。(40点)

第3問

「推定されない嫡出子」と「推定の及ばない嫡出子」について論ぜよ。

(50点)